

学振養第193号  
令和2年12月22日

特別研究員-DC1、DC2 各位

独立行政法人日本学術振興会  
理事長 里見 進  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員（DC1、DC2）  
の採用期間の延長に係る研究奨励金の支給について（通知）

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員の採用期間の取扱いについて（通知）」（令和2年7月28日付学振養第74号）（以下「採用期間に係る特例通知」という。）においては、令和2年度に採用期間が終了する予定の特別研究員（DC1、DC2）を対象として、採用期間の延長に関する特例取扱いを通知したところです。

当該通知では、「延長前の採用期間（3年間又は2年間）において、当初予定された研究奨励金の支給は完了する」としておりましたが、この度、当該採用延長期間中の研究奨励金の追加支給に必要な経費についても盛り込まれた令和3年度政府予算案が12月21日に閣議決定され、財源確保に関する一定の目途が付くこととなりましたので、お知らせいたします。

また、このことに伴う「採用期間に係る特例通知」の補足事項等を、下記のとおりお知らせしますので、ご確認をお願いいたします。

## 記

### （1）研究奨励金の支給額について

採用期間の延長中に支給する研究奨励金の額は、延長期間において適用される額となります。

### （2）在籍確認について

本会は、「新型コロナウイルス感染症の影響による採用期間の延長願」（別記様式2）の提出を受け、受入研究機関の事務局に対して、採用期間を延長する特別研究員（DC1、DC2）の在学期間を確認します。なお、既に採用期間の延長を申請した特別研究員についても在籍期間の確認を行います。

### （3）学位の取得等に伴う手続きについて

採用期間の延長中に「博士の学位を取得」または「単位取得満期退学」等した場合は、採用期間の延長は終了しますので、「採用期間に係る特例通知」3.その他（1）に記載の採用後の学位取得等による資格の変更（DCからPDへの資格変更）は行いません。

特別研究員は、「博士の学位を取得」または「単位取得満期退学」等の見込みを事前に本会

へ電子メールにて連絡してください。

また、博士の学位の取得等が確定した後、受入研究機関の事務局を通じて、速やかに「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う採用延長期間終了届」(別記様式3)を本会まで提出していただきます。なお、提出にあたっては、当該様式をPDFファイルに変換し、電子メールにて提出することも可能とします。

#### (4) 対象者について

「採用期間に係る特例通知」の発出の後、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う採用期間の中断を申請し、採用終了日が令和3年4月1日以降となった場合も、採用期間の延長を申請することができます。

#### (5) 研究専念義務について

採用延長期間中においても研究奨励金を支給することとなったことに伴い、採用延長期間において適用される年度の「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続きの手引」に記載の「報酬受給の制限」が適用されます。

#### (6) その他

新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした長期履修制度による在学期間についても、本特例取扱いによる「大学が延長を認める在学期間」として取り扱います。

本取扱いに関しご不明な点などは、本件照会先までお問い合わせ下さい。

#### 【本件照会先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町ビジネスセンター  
独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部 研究者養成課  
e-mail: [yousei3@jsps.go.jp](mailto:yousei3@jsps.go.jp)、 TEL:03-3263-4998

# 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う採用延長期間終了届

|             |   |
|-------------|---|
| 採用年度        |   |
| 資格          | <input type="checkbox"/> DC2 <input type="checkbox"/> DC1 |
| 書面合議・面接審査区分 |   |
| 受付番号        |   |

令和 年 月 日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

フリガナ

登録名

印

下記のとおり、採用延長期間を終了しますので届け出ます。

## 記

- 採用期間の終了理由： 学位取得  満期退学  その他（大学院退学等）
- 学位取得、または満期退学の日：令和 年 月 日
- 学位取得における学位名：

【受入研究機関の事務局において確認（チェック）してください。】

受入研究者の承認： 承認済部局長（研究機関長でも可）の承認： 承認済

## (注)

- 受入研究機関の事務局が本届を提出してください。提出にあたっては、電子メールでの提出を可とします。
- 採用期間の終了理由が学位取得、または満期退学の場合には、「博士の学位取得証明書」又は「標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上退学したことを証する書類」（ともに写し可）を添付してください。
- 採用期間の延長について、「新型コロナウイルス感染症の影響による採用期間の延長願（別記様式 2）」で申請した期間に変更がない場合（延長期間中に学位の取得等がない場合）は、本様式を提出する必要はありません。

特別研究員 各位

独立行政法人日本学術振興会  
理事長 里見 進  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員の採用期間の取扱いについて (通知)

【抜 粋】

大学において在学期間の延長の措置がとられる場合における特別研究員 (DC 1、DC 2) の採用期間の延長希望に柔軟に対応すべく、下記のとおり特例取扱いを設けることとしました。令和2年度に採用期間が終了する特別研究員 (DC 1、DC 2) は、本特例取扱いの内容を十分にご確認いただき、特例取扱いを希望される場合は必要な手続きを行ってください。

なお、十分な研究活動が困難な状況にあっても、今後の研究計画の遂行状況を考慮し、本通知における取扱いを活用した採用期間の延長を希望されない場合は、特に手続きを行う必要はありません。

記

2 令和2年度に採用期間が終了する特別研究員 (DC 1、DC 2) の特例取扱い

今回の特例取扱いは、新型コロナウイルス感染症の影響による研究活動への様々な支障等が生じるなどの事情を踏まえ、特別研究員 (DC 1、DC 2) の希望に基づき、採用期間の延長を可能にするための措置です。

(1) 対象者

本通知では、令和2年度に採用期間が終了する予定の特別研究員 (DC 1、DC 2) のうち、前述の特例措置を希望する者を対象とします。

採用中断後の延長期間を超えて延長を希望する場合についても対象となります。

(2) 延長可能な採用期間

希望を踏まえ延長できる採用期間は、特別研究員の採用終了時点から新型コロナウイルス感染症の影響により、大学が延長を認める在学期間 (原則最大6か月) とします。また、研究計画の進行状況等を踏まえ、延長できる採用期間は1ヶ月単位で設定することができます。

(3) 研究専念義務及び資格

本通知による延長後の採用期間についても、特別研究員 (DC 1、DC 2) としての資格を有し研究計画に基づく研究専念義務がありますので、研究報告書は従来どおり提出してください。

ただし、延長後の採用期間中は、「令和2年度日本学術振興会特別研究遵守事項および諸手続きの手引」に記載の「報酬受給の制限」の規定は適用しないこととします。

#### (4) 研究奨励金の取扱い

延長前の採用期間（3年間又は2年間）において、当初予定された研究奨励金の支給は完了します。

なお、令和3年度予算において財務状況が許せば採用延長期間の研究奨励金についても、別途追加支給を検討します。

#### (5) 手続き

採用期間の延長を希望する特別研究員（DC1、DC2）は、採用が終了する日の1ヶ月前までに「新型コロナウイルス感染症の影響による採用期間の延長願」（別記様式2）を受入機関の事務局を経由して提出してください。その際、受入研究者及び受入機関の部局長の承認が必要になりますので、ご注意ください。

なお、上記1(7)と同様、受入機関の事務局が本会まで電子メールにて提出することも可能とします。

### 3 その他

#### (1) 特別研究員が採用期間を延長する際の注意事項

採用延長期間中に博士の学位を取得した場合、学位取得等に伴う資格変更の手続きが必要になります。「令和2年度特別研究員遵守事項および諸手続の手引」に記載の「Ⅲ-6. 採用後の学位取得等による資格の変更（DCからPDへの資格変更）」についてを確認ください。

#### (2) 科学研究費助成事業（科研費）「特別研究員奨励費」の取扱い

採用期間の延長に際し、特別研究員が交付を受けている「特別研究員奨励費」について、繰越し手続きが必要となった場合には、科学研究費助成事業で定める所定の手続きを行ってください。手続きを行い繰越しが認められた場合には、本通知による延長後の採用期間において「特別研究員奨励費」による研究活動を行うことが可能となります。

なお、採用延長期間分については、別途新たに「特別研究員奨励費」に応募することはできません。

本取扱いに関しご不明な点などは、本件照会先までお問い合わせ下さい。

#### 【本件照会先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町ビジネスセンター  
独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部 研究者養成課  
e-mail: [yousei3@jsps.go.jp](mailto:yousei3@jsps.go.jp) TEL:03-3263-4998

# 新型コロナウイルス感染症の影響 による採用期間の延長願

|             |   |
|-------------|---|
| 採用年度        |   |
| 資格          | <input type="checkbox"/> DC2 <input type="checkbox"/> DC1 |
| 書面合議・面接審査区分 |   |
| 受付番号        |   |

令和 年 月 日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

フリガナ

登録名

印

下記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による「採用期間の延長」を希望しますので承認願います。

## 記

1. 当初の採用終了日：令和 年 月 日
2. 延長後の採用終了日：令和 年 月 日
3. 研究計画が遅れた理由（2の延長後の採用終了日とした理由）(注) 具体的な理由を簡潔に記入してください。

上記のとおり特別研究員が採用期間を延長することを承諾します。

受入研究者

所属機関・部局・職名・氏名：

印

上記のとおり願い出がありましたので、よろしくお取り計らい願います。

令和 年 月 日

部局長 \*研究機関長でも可

所属機関・職名・氏名：

職印

※1 延長できる採用期間は、特別研究員の採用終了時点から新型コロナウイルス感染症の影響により、大学が延長を認める在学期間（原則最大6か月）とし、1ヶ月単位で設定することができます。

※2 特別研究員本人及び受入研究者の氏名欄は、自署の場合は押印を省略できます（自署以外は押印ください）。

※3 部局長は、受入研究者の所属部局の長になります。

※4 機関長印や受入研究者印が押された書類を PDF ファイルに変換し、受入機関の事務局より本会まで電子メールにて提出することも可能とします。

※5 科研費（特別研究員奨励費およびその他研究種目）の交付を受けている場合は、別途手続きが必要となりますので、予め受入機関の事務局に確認してください。

新型コロナウイルスの影響により研究活動に支障が出ているのか？

YES

NO

博士課程の最終年次に在籍しているのか？  
(DC1、DC2の採用期間が令和2年度に終了するのか？)

YES

NO

特別研究員の採用期間を中断するのか？

(大学が在学期間延長を認める場合、) 在学期間を延長するのか？

特別研究員の採用期間を中断、かつ大学が認める在学期間の延長をするのか？

いずれも  
NO

特別研究員の採用期間を中断するのか？

YES

YES

YES

YES

NO

採用の中断及び延長 (通知1)

大学が認める在学期間の延長 (通知2)

(通知1+2)

特段の措置なし

【採用期間】  
特別研究員の採用中断期間分、採用期間が延長。

【研究奨励金】  
特別研究員の採用中断中は支給を中断し、採用再開後に支給を再開する。

【採用期間】  
大学が延長を認める在学期間までの延長が可能。

【研究奨励金】  
延長前の採用期間で支給が完了する。  
(令和3年度予算において財務状況が許せば、大学が延長を認める在学期間までの追加支給を検討)

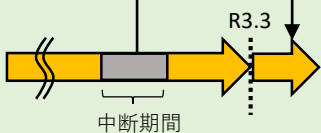
【採用期間】  
特別研究員の採用中断期間分の採用期間の延長に加え、大学が延長を認める在学期間までの延長が可能。

【研究奨励金】  
特別研究員の採用中断中は支給を中断し、採用再開後に支給を再開する。中断期間分の延長期間で支給が完了する。  
(令和3年度予算において財務状況が許せば、大学が延長を認める在学期間までの追加支給を検討)

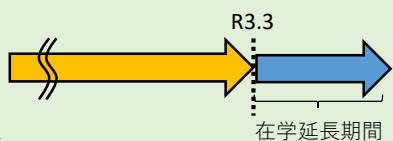
【採用期間】  
当初の予定通り執行。

【研究奨励金】  
当初の予定通り執行。

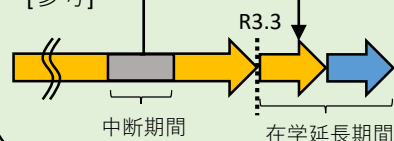
[参考]



[参考]



[参考]



[参考]

